

市有地売却に係る入札参加希望申込について

1. 売り払い物件

| 物件番号 | 所在地 | 地目 | 面積 | 最低入札価格 |
|------|---|----|------------------------|-------------|
| 1 | 八代市蛇籠町参号19番2、参号19番3、参号19番4、参号19番5、四号30番2、四号30番5 | 宅地 | 1,091.42m ² | 17,462,720円 |
| 2 | 八代市福正町字久保957番1 | 宅地 | 1,094.28m ² | 15,101,064円 |

※物件は、現状有姿での引渡しとなる。

※物件番号1については、6筆あわせて購入すること。1筆のみの購入は認めない。

2. 参加申込受付

- ・申込期間 令和7年2月3日(月) ～ 令和7年2月17日(月)
- ・申込時間 午前9時 から 午後5時 まで
- ・申込場所 八代市役所本庁舎3階 財産経営課
- ・問合せ先 財産経営課 TEL0965-33-5837

※参加申込の手続きを済ませないと入札に参加できません。

※参加申込を審査の結果、参加資格を有すると認められる場合は、後日、入札の日時、入札参加書、必要書類について連絡します。

・申込に必要な書類

- ① 個人 ・市有地入札参加希望申込書(要押印)
 - ・住民票(発行1ヶ月以内のもの)
 - ・市町村税の納税証明書(最新のもの)
- ② 法人 ・市有地入札参加希望申込書(押印)
 - ・法人登記簿謄本(発行1ヶ月以内のもの)
 - ・市町村税の納税証明書(最新のもの)

※ 申込書に虚偽の記載をされた場合は、応募は無効とします。

・参加申込者となることが出来ない者

- ① 個人及び法人以外の者
- ② 納付すべき市町村税の滞納がある者。
- ③ 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人(未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)
- ④ 破産者で復権を得ない者

- ⑤ 正当な理由なくこの要領による契約を締結せず、又は履行しなかつた者で当該事実があった後2年を経過しない者
- ⑥ 地方自治法に第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員

3. 土地利用条件及び用途の制限等

・土地利用条件

- (1) 雇用の創出又は交流人口若しくは定住人口の増加により、地域活性化及び住民福祉の向上に寄与すると市が認める土地利用であることとする。
- (2) 土地利用の際は周囲の住環境に最大限に配慮し、造成及び工作物の設置を行うこととする。

・用途の制限等

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。
- (2) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用はできない。
- (3) 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項若しくは第7条に規定する処分若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体又は当該団体の役員若しくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。
- (4) 契約に当たって付する主な特約
 - ア 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、(1)から(3)の用途の制限を書面により承継させるものとする。
 - イ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して(1)から(3)の用途の制限に反する使用をさせてはならない。
 - ウ 買受人は、アの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様に(1)から(3)及びイの内容を遵守させなければならない。
 - エ 買受人は、アの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様に(1)から(3)の内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。
- (5) 実地調査等
 - (1)から(4)について、八代市が必要と認めるときは、実地調査等を行うが、買受人(落札者)及びその後の譲受人等は、当該実地調査について協力義務を持つものとする。